

年頭のご挨拶

公益社団法人 荒川法人会
源泉部会長 酒 井 一

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素より、荒川法人会源泉部会の活動に多大なるご協力とご理解を賜り、心より感謝と御礼を申し上げます。部会員の皆様方には、新年をつつがなくお迎えのことと、お慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、元日早々能登半島地震発生に驚愕し、翌 2 日には羽田空港の航空機衝突事故の生々しい映像が流れ、不安な年明けを感じました。特に能登半島では 9 月にも水害の発生もあり、二つの大災害により、未だ通常生活が妨げられていると報道されています。心よりお見舞い申し上げますとともに、被害にあわれた方々の復興に、少しの力でも差し伸べたいと思います。

海外に目を転じると、ロシアによるウクライナ侵攻、中東の紛争の拡大等、終息の気配が見えません。日本を含め海外の首脳顔ぶれも大幅に変わっています。

「もしトラ」と言っていたのが現実となり、今までの潮流とは別の方法論を新たに構築しなければならないのでしょうか。

民主主義下において選挙は民意の結果と言われています。しかし、多数であるがゆえに何をやってもよいのではなく、少数意見も尊重するべきであり、対立をあおるものでないはずです。特に近年、SNS 等で正否不明の伝聞等の拡散で、事実が歪められた結果となつてはならないと考えます。

また、ノーベル賞を受賞した複数の学者が、生成 AI に警鐘を鳴らしています。とても便利で、使い方次第では、人類のさらなる発展に寄与する生成 AI ですが、人間以上の知識を数年のうちに得るとさえ言われています。生成 AI による SNS の操作も考えられなくはないとすると、何が正しいのかを判断することが、最も重要になってくるのではないのでしょうか。一刻も早い世界共通の正しいルールが定められる事が待たれます。

今年は昨年大河ドラマ「光る君へ」のラストシーンで「嵐が来るわ」とのセリフが象徴する年になるのでしょうか。

以上様々な不透明な世界情勢、経済情勢の中、企業活動を継続していくには非常に大変だと思いますが、源泉部会会員各企業の皆様方には、日頃からの努力と、継続されてきたノウハウから生み出される技術、知識の下、十分に様々な困難を乗り越えられると思います。荒川法人会源泉部会もお手伝い出来る部会でありたいと思います。

最後になりましたが本年が、源泉部会会員各企業の皆様方に、素晴らしい年になりますよう、ご祈念申し上げますとともに、源泉部会への一層のご協力とご理解をお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

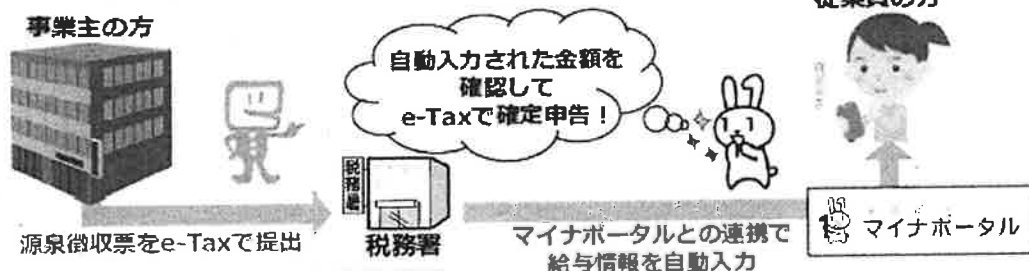
荒川税務署からのお知らせ

事業主の皆さまへ/

給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の e-Taxで提出すると… 確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の源泉徴収票の情報が自動で入力されます!

※令和6年1月以降に提出される給与所得の源泉徴収票(令和5年分以後の年分)が対象です。
※従業員の方が国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用して
e-Taxで申告する際にご利用になれます。



事業主の皆さまへのお願い

Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

※eLTAXの「電子的一元化機能」を利用する場合を含みます。なお、電子的一元化機能とは、市区町村に提出する給与支払報告書を作成すると、税務署に提出する給与所得の源泉徴収票を同時に作成・一括提出可能な機能です。詳しくは、裏面をご覧ください。

Point ②

税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象となります。

Point ③

給与所得の源泉徴収票の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

! 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。



詳しい内容は、二次元コードをご確認ください。



(国税庁ホームページ)



(eLTAXホームページ)

給与支払報告書を eLTAXで提出されている 事業主の皆さまは 税務署にも源泉徴収票を まとめて送信できます！

給与支払報告書をeLTAXで提出する際、「2」を選択すると、自動的に源泉徴収票データも作成され、税務署に提出できます！ ※1,2

事業主の方



PCdesk ※3

税務・会計ソフト ※4

【統一CSVファイル】		
氏名	住所	作成区分
A	甲市	⇐ 2
B	乙町	2 ↑

0: 国税分のみ
1: 地方税分のみ
2: 国税・地方税分双方



地方自治体



税務署

Point ①

事業主の皆さまからeLTAXで提出された給与支払報告書が対象となります。

Point ②

「2」を選択すると、支払金額が500万円以下の給与の源泉徴収票データも税務署に提出され、自動入力の対象となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

!

※1 e-Taxの利用者識別番号も必要となります。

※2 eLTAXについては、1送信当たりの件数、容量の制限はありません。

(源泉徴収票をe-Taxで提出する場合は、1送信当たり20MB又は6,900枚以下とする必要があります。)

※3 PCdeskは、無料で利用可能なeLTAX対応ソフトです。

※4 eLTAXの電子的提出一元化機能により、税務署にも源泉徴収票をまとめて送信できますが、対応していない税務・会計ソフトもありますので、各ソフトウェアの問い合わせ窓口等でご確認ください。

《 源泉部会全体研修会のご案内 》

源泉部会全体研修会を下記のとおり開催いたします。

- 日時：令和 7 年 1 月 30 日(木) 午後 2 時～3 時 30 分
- 場所：荒川法人会館 3階会議室
荒川区西日暮里 6-7-6 TEL 03-3893-9836
- 内容：『給与所得者の確定申告について』
『年末調整後の事務等について』 その他
- お申込み：法人名・所在地・電話番号・参加者名をご記入の上、FAXにてお申込みください。(電話でも受け付けます)
FAX 03-3810-1385 電話 03-3893-9836

◁◁◁ 還付申告はお早めに ▷▷▷

皆様の会社の従業員で、年末調整の際に控除できない①医療費控除(原則として年間 10 万円を超える医療費の自己負担額がある場合)や②住宅借入金等特別控除(1 年目)など受けるため、還付申告をされる方には、次の点をお伝えください。

※確定申告は自宅から

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から、スマホやパソコンでマイナンバーカードを使用して自宅で e-Tax 申告をすることができます。書面で作成する場合は、ご自分で記載し、税務署へご提出ください。

※還付金を早く受け取るためにはお早めに申告を

還付申告は令和 7 年 1 月 6 日(月)から提出することができますので、なるべく早めに申告してください。

※還付される所得税の振込先の記入は確実に

金融機関への振込みを希望される方は、金融機関名・本支店名・預金の種類・口座番号を左詰めで誤りのないよう必ずご記入ください。(申告者ご本人の名義の口座に限ります。)

なお、ゆうちょ銀行口座への振込みを希望される方は、記号番号をご記入ください。

お問い合わせ先	公益社団法人荒川法人会 事務局 担当者：中平智子 Tel.03-3893-9836
---------	--